

事務連絡
令和3年3月31日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁救急企画室

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令による消防
法施行令の一部改正について

第204回国会において成立した過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の規定に基づき制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号。以下「新過疎法施行令」という。）が本日公布され、同令により消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）の一部が改正されたところです。

つきましては、貴部（局）においては、下記の内容に御留意の上、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

記

1 令第44条第2項の一部改正について

新過疎法施行令により、令第44条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項に「5 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域」を追加することとされたこと。

2 施行期日

令和3年4月1日

【問合せ先】消防庁救急企画室
伊藤理事官、山口係長、関枝官
電話：03-5253-7529
E-mail：kyukyukikaku@soumu.go.jp

改正案	現行
<p>（救急隊の編成及び装備の基準）</p> <p>第四十四条 救急隊（次条第一項に定めるものを除く。次項において同じ。）は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもつて、又は航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車一台及び救急隊員二人をもつて編成することができる。</p> <p>2 消防署又は消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域の全部が次の各号のいずれかに該当する場合において、市町村が当該管轄区域内において発生する法第二条第九項に規定する傷病者に係る救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画（以下この項及び次項において「実施計画」という。）を定めるときは、実施計画に基づき当該救急業務を実施する救急隊は、前項本文の規定にかかわらず、救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び准救急隊員一人以上をもつて編成することができる。</p> <p>一〇三三（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（救急隊の編成及び装備の基準）</p> <p>第四十四条 救急隊（次条第一項に定めるものを除く。次項において同じ。）は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもつて、又は航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車一台及び救急隊員二人をもつて編成することができる。</p> <p>2 消防署又は消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域の全部が次の各号のいずれかに該当する場合において、市町村が当該管轄区域内において発生する法第二条第九項に規定する傷病者に係る救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画（以下この項及び次項において「実施計画」という。）を定めるときは、実施計画に基づき当該救急業務を実施する救急隊は、前項本文の規定にかかわらず、救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び准救急隊員一人以上をもつて編成することができる。</p> <p>一〇三三（略）</p> <p>四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域</p>

<p>四 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域</p> <p>五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>3 3 6 （略）</p>	<p>五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域（新設）</p> <p>3 3 6 （略）</p>
---	--